

## 昭和二十年法律第四十六号

昭和二十年法律第四十六号（戦時民事特別  
法廃止法律）

戦時民事特別法ハ之ヲ廃止ス

## 附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

旧法第三条及昭和二十年法律第九号附則第三  
項ノ規定ハ本法施行後ト雖モ当分ノ内仍其ノ効  
力ヲ有ス

旧法第十条ノ二及第十条ノ三ノ規定ハ本法施  
行ノ際裁判所構成法戦時特例ノ規定ニ依リ現ニ  
繫属中ノ上告事件ニ付テハ本法施行後ト雖モ仍  
其ノ効力ヲ有ス

旧法第十一条第二項及第十二条第二項ノ規定  
ハ本法施行ノ際旧法第十一条第一項又ハ第十二  
条第一項ノ規定ニ依リ現ニ停止又ハ中止中ノ強  
制執行又ハ破産手続ニ付テハ本法施行後ト雖モ  
仍其ノ効力ヲ有ス

本法施行前旧法ノ規定ニ依リ為シタル手続ハ  
本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

附則（昭和二十三年七月二二日法律第一  
四九号）抄

第一条 この法律中、附則第八条の規定を除くそ  
の他の規定は、昭和二十四年一月一日から、附  
則第八条の規定は、昭和二十三年七月十五日か  
ら、これを施行する。

附則（昭和二十六年六月九日法律第二二  
二号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和二十六年十月一日から  
施行する。

（従前の調停事件）

第十三条 この法律施行前に裁判所が受理した調  
停事件については、なお従前の例による。